

調査票	お問合せ内容	回答
自治体票1	自治体票1の医療機関数・施設数の中に老人ホームの医務室は含まれますか？医療刑務所等の矯正施設、および福祉施設は、医療施設調査等で医療機関として許可されていても調査対象に含まれませんので休診中同様除外してください、ということはどういうことなのでしょう？	医療機関登録している場合は含まれます。 基本的には地域の保険診療機関を対象とした調査です。医療刑務所等の矯正施設、および福祉施設はそれに該当しないので含まないという意味になります。
自治体票1	「児童精神科」を標榜している診療所は調査対象となりますか。	調査対象となります。
自治体票1	自治体調査票の自治体票1の1-3精神科病床数ですが、内科、外科などの精神科以外の病床及び病棟をもつ場合は「精神科のみを有する病院」に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
自治体票2	自治体票2「医療保護入院・措置入院・緊急措置入院・応急入院届に関して」の「6. 入院年/要措置診断年」の欄についてですが、医療保護入院者の入院届の「今回の入院年月日」と「家族等の同意により入院した年月日」のどちらを記入すべきでしょうか。	「家族等の同意により入院した年月日」に記載されている年月日をご回答ください。
自治体票5	自治体票5（精神医療審査会個票）について、以下の2件の入力不要としてよろしいでしょうか。 ①意見聴取当日に、請求者である入院患者ご本人より、請求を取り下げる旨申し出があり、請求取り下げの処理済み ②意見聴取後、合議体で審議したが、医療機関への報告調査必要との結果により、継続審査となった。継続審査の案件中に退院となったことから、最終的に審査はしていない（審査日は入力不要）	いずれも入力不要です。
その他	県のホームページに、印刷用の調査は掲載しても大丈夫でしょうか？	紙ベースの回答用紙を掲載することは問題ございません。 その場合、できるだけ電子調査で回答するようお願いしてください。
その他	県ホームページにて630調査のご案内ページを作成する予定です。そのページに、630調査事務局と株式会社アクセライトのE-mailアドレスを掲載してよろしいでしょうか。	630調査事務局と株式会社アクセライトのE-mailアドレスを掲載していただいてもかまいません。その場合、調査後はそのページを閉じてください。

調査票	お問合せ内容	回答
その他	精神科と心療内科あて通知文をいただいているのですが、神経科及び神経内科を標榜する医療機関への送付は不要でしょうか。	神経科及び神経内科を標榜する医療機関への送付は不要です。ただし、自治体において精神科医療機関のリストが作成され、その中に神経科及び神経内科を標榜する医療機関が含まれている場合や、神経科及び神経内科を標榜していても精神科診療をおこなっている医療機関であるとわかっている場合は送付してください。
その他	現在、管内医療機関等に調査依頼中ですが、印刷用調査票の取扱いについて確認があります。印刷用調査票については、事務局に郵送するとの指示がありますが、都道府県でExcelに入力し、専用サイトにアップロードすることは可能でしょうか。	可能です。同一施設からの回答と、専用サイトからのアップロードで回答が二重にならないように注意をお願いします。
その他	精神科病床を持つ医療機関一覧表の作成について、一覧表の作成にあたり、下記の点を確認させていただけますでしょうか。 1. 一覧表にあげる病院について、許可病床数を保持している病院を上げる形でよろしかったでしょうか。現在、許可病床数を保持してる病院でも休床となり稼働してない病院があります。そのような病院も一覧表に含める形でよろしかったでしょうか。 2. 「病院の種別（1）」について、全病床＝精神科病床となっている病院については「精神科病床を有する病院」として入力する形でよろしかったでしょうか。（基本的に精神科単科で運営している病院であっても、医療法による開設許可病床で精神科以外の病床がある病院は「一般病院」と入力する。）	1については、休床であるか否かにかかわらず、すべての精神科の許可病床を有する病院をリストにあげてください。 2については、「特定機能病院」「地域医療支援病院」「精神科のみを有する病院」以外は「一般病院」として回答してください。
その他	社会福祉法人で救護施設を運営しております。付属診療所を設置して保健所に届出をしておりますが、診療の実態がありません。回答する必要があるのか教えてください。	地域住民を対象に精神科診療機能を提供しているなら提出をお願いします。精神科の診療活動を提供していないなら提出は不要です。
その他	「令和2年度精神保健福祉資料の作成について」の調査依頼が当施設に届きましたが、当施設は精神科もしくは心療内科も標榜しておりません。回答の必要がありますか。	精神科もしくは心療内科を標榜している医療機関を対象としております。回答は不要です。
その他	ある特別養護老人ホームから、医療機関コードを持っていない場合の回答方法について問い合わせがありました。対応についてお知らせください。	医療機関コードがない施設は調査の対象外となります。
その他	当院介護医療院へ転換しております。介護医療院は630調査の対象でしょうか。	本調査は精神科病床を対象としています。その前提でご回答いただけますと幸いです。

調査票	お問合せ内容	回答
その他	施設にて精神科医の往診を受けております。医療機関番号が不明なのですがどのようにすればよいでしょうか。	調査票の提出は不要です。